

所属・資格 史学科・教授

申請者氏名 粕谷 元

研究課題		近現代のカリフ制に関する研究
報告の概要	研究目的 および 研究概要	1774年のキュチュク・カイナルジャ条約でオスマン帝国君主がカリフの称号を用い始めて以来、オスマン帝国君主がカリフ位を兼有するという主張は次第に一般化し、それは1876年のオスマン帝国憲法第3条（「オスマンの至高なる君主権はイスラームの偉大なるカリフ位を有し、古来の規則に従ってオスマン家の最年長男子に帰する」）において法的に規定された。しかしながら、かつて「スルタン=カリフ制」と呼ばれたその制度的実態については、トルコ史あるいはイスラーム史の領域においてまだ十分に解明されていない。そこで本研究では、オスマン帝国君主がカリフの名で実際に遂行した職務を検証するとともに、オスマン帝国君主のカリフ位兼有後に、何か新たなカリフ論が展開されたのかなどについて考察した。
	研究の結果	1774年のキュチュク・カイナルジャ条約以降のオスマン帝国君主によるカリフ位の兼有の主張は、基本的に4つの原則—バイア、神意、継承権、[現実の]統治能力—に基づいていたが、第二次立憲政期（1908–1918）に入ると、この原則の正統性自体が揺らぎ始め、議論の俎上に載せられるようになった。それを招いた主な理由として、オスマン帝国憲法の修正第3条（1909年）に象徴的に表れているように、立憲主義や国民主権 <i>hakimiyet-i milliye</i> の原則の浸透があったことを諸史料から確認した。さらに、第二次立憲政期以降に現れたカリフ制廃止論の内容を昨年度に引き続き分析した。
	研究の考察・反省	オスマン帝国君主がカリフの名で実際に遂行した職務については、事例研究をさらに推し進める必要がある。また、オスマン帝国君主がカリフ位の兼有を宣言したことによって、何か新たなカリフ論が展開されたのかについても、さらなる史料の収集と分析が必要である。このように未解明の課題がまだ多く残されているため、次年度も本研究を報告者の主要な研究テーマの一つとして継続して行うつもりである。
研究発表 学会名 発表テーマ 年月日/場所	※この欄は、本報告書提出時点で判明している事項についてご記入ください。	
研究成果物 テーマ 誌名 巻・号 発行年月日 発行所・者		<p>[研究発表] 「イスラーム法が消滅した時—1926年のトルコにおけるオスマン民法典（メジェッレ）の廃止とスイス民法典の継受」日本大学文理学部人文科学研究所「総合研究」研究会（2018年5月17日、日本大学文理学部）</p> <p>[研究成果物] 「トルコ独立戦争とクルド人—「ムスリム同胞の兄弟民族」が戦った戦争」山口昭彦編著『クルド人を知るための55章』明石書店、2019年1月10日、82-86頁</p>